

別 紙

『料金その他の支払方法』

株式会社コーナガス日本

別紙『料金その他の支払方法』は、株式会社コーナガス日本（以下「取次店」といいます。）の電気供給約款 23 料金その他の支払方法および支払期日にもとづき、取次店の電気をご契約いただいているお客様向けに、料金その他の支払方法を定めたものです。

1 実施期日

別紙『料金その他の支払方法』は、平成 28 年 4 月 1 日から電気の供給を開始するお客様に適用します。

2 定義

電気供給約款に定義される言葉は、別紙『料金その他の支払方法』においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

取次店は、以下の条件を取次店の電気をご契約いただいているお客様に適用します。ただし、取次店が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう取次店の事務所においてまたは取次店が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを取次店が指定した金融機関等を通じて行われる場合は次によります。

イ 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、取次店が指定した金融機関といたします。この場合、取次店所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ取次店または金融機関に申し込んでいただきます。

また、料金の口座振替日は、取次店が指定した日といたします。

ロ お客様が取次店の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により取次店が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、取次店が指定した様式によりあらかじめ取次店に申し出いただきます。

(2) お客様が料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに取次店に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、クレジット会社が取次店に対する立替え払いを承認したとき。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 電気供給約款 17 検針日(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5) 取次店に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、取次店の指定する支払期日ごとに支払っていただくことがあります。

4 別紙『料金その他の支払方法』の変更

取次店は、別紙『料金その他の支払方法』を変更する場合には、電気供給約款 2 本約款等の変更を適用するものとし、「本約款」を「別紙『料金その他の支払方法』」と読み替えて適用します。